

胆振から 死亡労働災害を撲滅しよう！

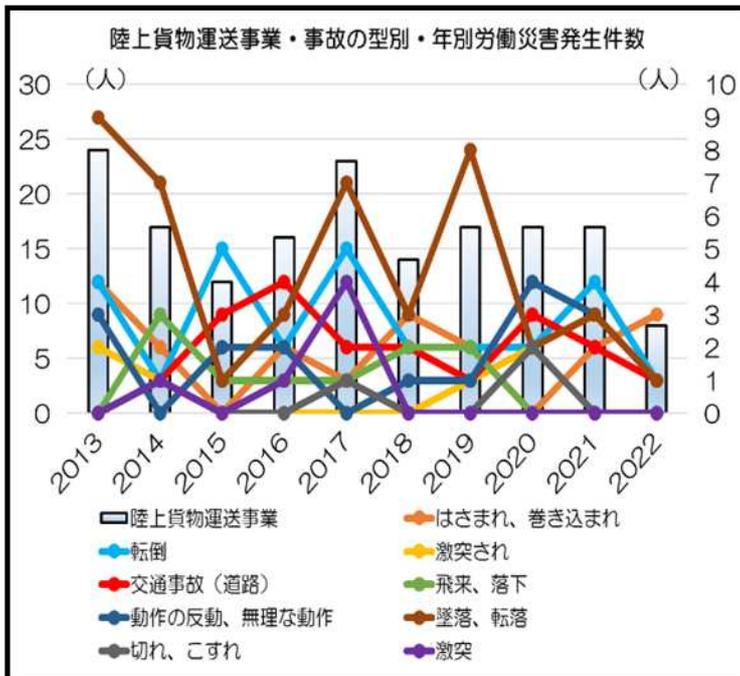
室蘭労働基準監督署独自スローガン

現場力で築く だれもが安心して働ける**いぶり**

室蘭労働基準監督署管内の道路貨物運送事業（トラック運送業）においては、直近3年間は17人の方が休業4日以上労働災害に被災しており、災害多発業種となっています。発生した災害事例を見ると、荷下ろし中の墜落、転落災害や転倒災害など同じような災害が繰り返し発生している状況が認められます。

労使一体となり災害防止の取り組みを行い、同種災害発生を防止しましょう。

道路貨物運送業の労働災害発生状況(室蘭署管内)



事故の型別を見ると、【転倒】が最も多く（23.4%）、以下【墜落・転落】、【激突され】、【動作の反動・無理な動作】等と続いています。

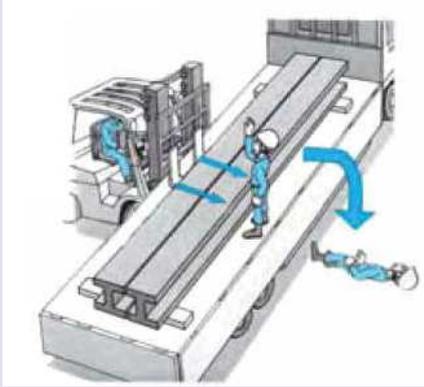
交通事故防止対策だけでは労働災害は減少しないという現状となっています。

室蘭労働基準監督署管内の道路貨物運送業の休業災害ですが、ここ直近3年間についてはほぼ横ばいの状況となっています。

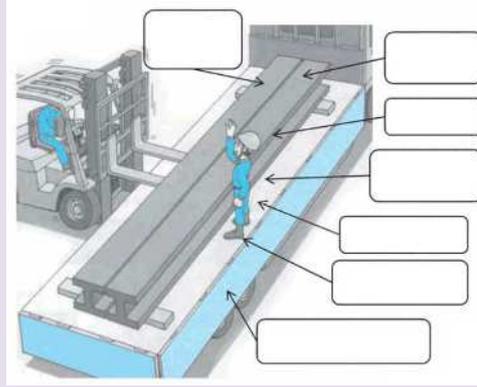
なお、室蘭労働基準監督署管内で発生している労働災害の約1割が陸上貨物運送業で発生しています。

よく認められる災害事例とその防止対策

発生しうる災害



防止対策

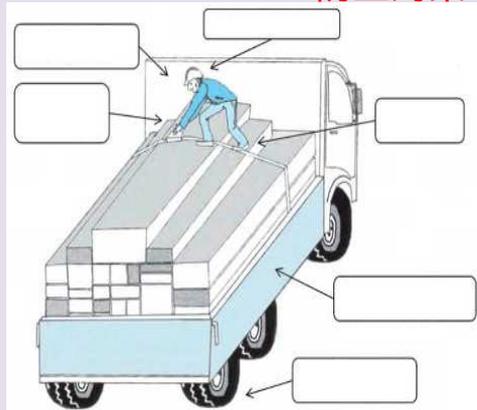


不安全な荷の上ではできるだけ移動しない、荷台の上ではできるだけ作業を行わない、保護帽を必ず着用する、背を荷台外側に向けないようにする、安全な立ち位置を確保する、耐滑性のある靴を使用する、あおりを立てる場合は必ず固定する

発生しうる災害



防止対策

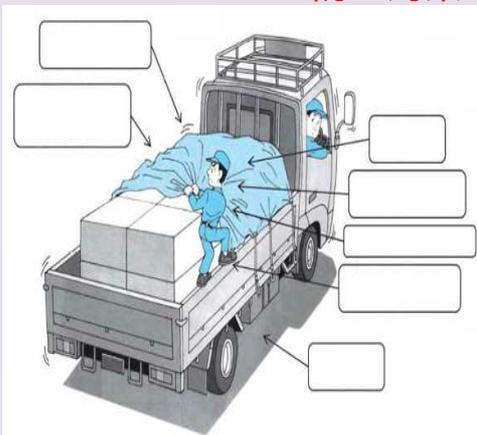


荷締め作業は荷の上ではなく地上から、荷締め器具の機能等は作業前に点検する、保護帽を必ず着用する、耐滑性のある靴を使用する、あおりの上立つ場合、あおりの固定を確認する、荷締め時のトラックの逸走を防止する

発生しうる災害



防止対策



シートがひっかかっても力づくで引っ張らない、シートが貨物の角にひっかかった際には、その場所に行って直す、保護帽を必ず着用する、引っ張る場合は、その反動を予測して作業する、荷台上では背を荷台内側に、車両のあおりに足をかけて作業をしない、作業はできるだけ地上から

働き方改革関連法の主な概要

長時間労働の是正（大企業2019年4月1日施行、中小企業2020年4月1日施行）
 残業時間の上限規制 原則として月45時間、年360時間
 臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合でも、年720時間以内、
 複数月平均80時間以内（休日労働を含む）、月100時間未満（休日労働を含む）
 なお、自動車の運転業務、建設事業等に至っては改正法施行5年後に上限規制が適用されます。
 年5日の年次有給休暇の取得の義務付け（2019年4月1日施行）
 月60時間を超える時間外労働の割増率の引き上げ（25% 50%）（2023年4月1日施行）
 産業医・産業保健機能の強化（長時間労働者等への健康確保対策の強化等）（2019年4月1日施行）

改正法の詳細は厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>